

指定申請等の「電子申請届出システム」の利用開始について

周南市では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請及び届出について、厚生労働省が整備した「電子申請届出システム」による運用（入力・受付）を令和6年10月1日より開始します。

このシステムでは、新規指定申請、更新申請、変更届出、その他申請届出、加算に関する届出及び他法制度に基づく申請届出を行うことが可能です。

「電子申請届出システム」による提出・届出をお願いします。

<利用方法>

※以下に記載のリンクサイトは、ホームページ別添の「外部リンク一覧」をご参照ください。

(1) GビズIDについて【事前準備】

「電子申請届出システム」の利用には「GビズID」の登録が必要です。

これからIDを作られる法人は、GビズIDのウェブサイトよりアカウントを作成してください。（GビズIDPrimeは、システム利用者数にかかわらず、全法人で取得が必要となっています。外部リンク一覧【参考資料】）

【お問合せ先】

ウェブサイト問合せフォーム ・ 電話(TEL:0570-023-797)

(2) 電子申請届出システムについて

このシステムによる申請届出等は、電子申請届出システムのウェブサイトで行ってください。

また、システムの操作方法については、ウェブサイトの「ヘルプ」に掲載されているシステムマニュアル等をご参照ください。

- ・【電子申請届出システム】介護事業所向け操作ガイド
- ・【電子申請届出システム】操作マニュアル(介護事業所向け)詳細版
- ・操作ガイド(介護事業所向け)説明動画

※1 電子申請届出システムでの申請届出の際は、市ホームページ掲載の添付書類(令和6年4月1日付け介護保険法施行規則改正様式)をご使用ください。

※2 居宅介護支援事業、介護予防支援事業については、システム内の(「申請届出メニュー」選択後、)「申請先選択」で選ぶ「サービス分類選択」は、「居宅施設、地域密着型、基準該当、総合事業」の4種のうち、「地域密着型」となります。

(3) 登記情報提供サービスについて

登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報を、インターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

指定申請等で、登記事項証明書の提出が必要ですが、このサービスを利用すると、本市に登記事項証明書を提出する代わりに、当該サービスで発行された照会番号を電子申請届出システム上で通知することで、本市が登記情報を確認できるものです。登記情報提供サービスのウェブサイトから登録方法等をご確認の上、ご利用ください。

【お問合せ先】

ウェブサイト問合せフォーム ・ 電話(TEL: 0570-020-220)